-	積算基準〔4下水道〕(平成28年10)	
頁	現 行	改 定 (平成29年4月30日以降適用)
		46 ボンブ場・処理場施設 (機械設備) 編
第2編		
ノプ場・	46 ポンプ場・処理場施設 (機械設備) 編	2) 仮設費率に含まれる内容は、次のとおりとする。
D.理場	2) 仮設費率に含まれる内容は、次のとおりとする。	① 据付け工事に必要な標準的な作業用足場 (手摺先行型枠組足場等)
	① 据付け工事に必要な標準的な作業用足場(手摺先行型枠組足場等)	② 機器等の現場内運搬用の道板、コロ等の設置及び解体等に要する費用
ノプ場・	② 機器等の現場内運搬用の道板、コロ等の設置及び解体等に要する費用	③ 据付け工事に必要な仮設電力設備の設置, 配線, 補修, 解体等に要する費用
型場施設	③ 据付け工事に必要な仮設電力設備の設置、配線、補修、解体等に要する費用	④ 仮設水道の設置,配管,解体等に要する費用
械設備)	④ 仮設水道の設置、配管、解体等に要する費用	3) 仮設費で、積み上げ積算によるものは、次のとおりとする。
編	3) 仮設費で、積み上げ積算によるものは、次のとおりとする。	なお、積み上げ計上した場合は、特記仕様書に明示する。
T-14)*	なお、積み上げ計上した場合は、特記仕様書に明示する。	① ポンプ井, 沈殿池等における仮排水設備の設置, 運転, 補修, 解体等に要する費用
下水道 事業に	① ポンプ井, 沈殿池等における仮排水設備の設置, 運転, 補修, 解体等に要する費用	② 仮道, 仮橋, 現場補修, 支保工等据付け工事に必要な仮設物の設置及び解体等に要する費用
ける	② 仮道, 仮橋, 現場補修, 支保工等据付け工事に必要な仮設物の設置及び解体等に要する費用	③ ポンプ井、沈砂池等(池深さ5m以上)、深槽反応タンク、円形沈殿池 (重力濃縮槽含む)、汚泥消化タンク
械設備	③ ポンプ井、沈砂池等(池深さ5m以上)、深槽反応タンク、円形沈殿池 (重力濃縮槽含む)、汚泥消化タンク	内部での機器の据付け工事等に必要な作業用仮組足場(手摺先行型枠組足場等)の組立、解体等に要する費用
負工事	内部での機器の据付け工事等に必要な作業用仮組足場(手摺先行型枠組足場等)の組立、解体等に要する費用	④ 高さ5m以上で自立煙突及び鉄塔、水管橋等の特殊築造物の据付け工事に必要な作業用仮組足場 (手摺先行
L事費	④ 高さ5m以上で自立煙突及び鉄塔、水管橋等の特殊築造物の据付け工事に必要な作業用仮組足場(手摺先行	型枠組足場等)の組立、解体等に要する費用
単基準の	型枠組足場等)の組立、解体等に要する費用	⑤ 交通誘導警備員及び建設機械等の誘導員等の交通管理に要する費用
運用	その他、工事施工上必要な仮設物の設置等に要する費用 一部改定	1-2-2 間接工事費
	1-2-2 間接工事費	(1) 共通仮設費
事原価	(1) 共通仮設費	共通仮設費の算定は、率計算による額と各費目ごとに必要な積み上げ積算による額とを加算して行う。
	共通仮設費の算定は、率計算による額と各費目ごとに必要な積み上げ積算による額とを加算して行う。	積み上げ積算による部分は、現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積み上げる。
-2	積み上げ積算による部分は、現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積み上げる。	なお、積み上げ計上した場合は、特記仕様書に明示する。
付工事	なお、積み上げ計上した場合は、特記仕様書に明示する。	1) 費用の算定
原価	1) 費用の算定	① 共通仮設費=共通仮設費対象額×共通仮設費率+積み上げ積算
0 1	① 共通仮設費=共通仮設費対象額×共通仮設費率+積み上げ積算	② 共通仮設費対象額は、「直接工事費」、「事業損失防止施設費」の合計額とする。
- 2 1 	② 共通仮設費対象額は、「直接工事費」、「事業損失防止施設費」の合計額とする。	(3) 共通仮設費率は(式-5)による。
大 一争其	③ 共通仮設費率は(式-5)による。	$Y = 2.858.52X^{-0.2608}(£-5)$
P46	Y=2,858.52X ^{-0,2698} (式-5)	Y:共通仮設費率 [%] (算出した値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。)
1 40	Y:共通仮設費率 [%] (算出した値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。)	X:共通仮設費対象額[円]
	X:共通仮設費対象額 [円]	ただし、上下限の率は次による。
	ただし、上下限の率は次による。	X ≤ 1,000,000 [円] (±Y=68.76 [%]
	X ≦ 1,000,000 [円] はY=68.76 [%]	X > 500,000,000 [円] はY = 12.86 [%]
	X>500,000,000 [円] はY=12.86 [%]	2) 運搬費
	2) 運搬費	・・ ・・ ・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・
	① 共通仮設費率に含まれる運搬費は、次のとおりとする。	
	ア 建設機械の自走による運搬	ア建設機械の自走による運搬
	イ 質量 20 t 未満の建設機械の搬入、搬出	イ 質量 20 t 未満の建設機械の搬入,搬出
	ウ 質量 20 t 未満の機材等(足場材等)の搬入、搬出	ウ 質量 20 t 未満の機材等 (足場材等) の搬入,搬出
	エ トラッククレーン油圧式 60 t 以下の分解・組立及び輸送に要する費用	エ トラッククレーン油圧式 60 t 以下の分解・組立及び輸送に要する費用
	オ 建設機械等の日々回送に要する費用	オ 建設機械等の日々回送に要する費用
	カ 建設機械,機材等(足場材等)及び機器・材料の現場内小運搬	カ 建設機械、機材等(足場材等)及び機器・材料の現場内小運搬
	② 積み上げ積算による運搬費は、次のとおりとする。	② 積み上げ積算による運搬費は、次のとおりとする。
	ア 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬 (トラッククレーン油圧式 60 t 以下を除く。)	ア 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬 (トラッククレーン油圧式 60 t 以下を除く。)
	イ 仮設材等 (覆工板等)の運搬	イ 仮設材等 (覆工板等)の運搬
	ウ その他, 工事施工上必要な運搬等に要する費用	ウ その他、工事施工上必要な運搬等に要する費用
	562	

	積算基準〔4下水道〕(平成28年10)	月30日以降適用) 改定対照表
頁	現 行	改 定 (平成29年4月30日以降適用)
- /-		Ⅱ 下水道事薬における機械設備請負工事工事費積算基準の運用 47
第2編	Ⅱ 下水道事業における機械設備請負工事工事費積算基準の運用 47	
ポンプ場・	JE MALEN VO	3) 準備費
処理場	3) 準備費	① 共通仮設費率に含まれる準備費は、次のとおりとする。
ポンプ場・	① 共通仮設費率に含まれる準備費は、次のとおりとする。 マ エ東美元的の其後を到過ぎぬて東美元時の推進専用	ア 工事着手前の基準点測量等や工事着手時の準備費用
処理場施設	ア 工事着手前の基準点測量等や工事着手時の準備費用	不完成時の清掃及び終片付け費用
(機械設備)	イ 完成時の清掃及び跡片付け費用 ② 箱み上げ積算による準備費は、次のとおりとする。	② 積み上げ積算による準備費は、次のとおりとする。
編		ア 伎開,除根,除草,整地,段切り,すり付け等に要する費用
	ア 伐開,除根,除草,整地,段切り,すり付け等に要する費用	イ 工事施工に伴い発生する建設廃棄物等の運搬及び処分に要する費用
Ⅱ下水道	イ 工事施工に伴い発生する建設廃棄物等の運搬及び処分に要する費用	ウ その他、工事施工上必要な準備等に要する費用
事業に	ウ その他, 工事施工上必要な準備等に要する費用	4) 事業損失防止施設費
おける	4) 事業損失防止施設費	① 事業損失防止施設費として積み上げ積算する内容は、次のとおりとする。
機械設備	① 事業損失防止施設費として積み上げ積算する内容は、次のとおりとする。	ア 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の事業損失を未然に防止するための仮
請負工事	ア 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の事業損失を未然に防止するための仮	施設の設置,解体及び当該仮施設の維持管理に要する費用
工事費	施設の設置、解体及び当該仮施設の維持管理に要する費用	イ 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用
積算基準の	イ 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用	5) 安全費
運用	5)安全費	① 共通仮設費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。
4 - = = = =	① 共通仮設費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。	ア 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用
1工事原価	ア 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用イ 不総備日の保安要員等の費用	イ 不稼働日の保安要員等の費用
1 0		ウ 安全用品等の費用
1-2	ウ 安全用品等の費用	エ 安全委員会等に要する費用
据付工事 原価	エ 安全委員会等に要する費用 オ 標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び	オ 標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び
	る 様小板、様本、 (本女)、 の後情、 パッケード、 無明寺の女主題以別の以直、 取去、 他多に 安する利力及び 使用期間中の損料	使用期間中の損料
1-2-2	世代明明日中が現代 カ 酸素欠乏症等の予防に要する費用	カー酸素欠乏症等の予防に要する費用
間接工事費	② 積み上げ積算による安全費は、次のとおりとする。	② 積み上げ積算による安全費は、次のとおりとする。
1.712-176	ア 交通整理員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用	
P47	イ 鉄道等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	ウ 夜間作業を行う場合における照明に要する費用	ウ 夜間作業を行う場合における照明に要する費用
	エ 河川、海岸工事等における教命艇に要する費用	エ 河川, 海岸工事等における救命艦に要する費用
	オ 粉じん作業の予防に要する費用	オ 粉じん作楽の予防に要する費用
	カ バリケード、転落防止柵、照明、工事標識等のイメージアップに要する費用	カ バリケード、転落防止柵、照明、工事標識等のイメージアップに要する費用
	キ その他、工事施工上必要な安全等に要する費用	キ その他、工事施工上必要な安全等に要する費用
	6) 役務費	6) 役務費
	 役務費として積み上げ積算する内容は、次のとおりとする。 	① 役務費として積み上げ積算する内容は、次のとおりとする。
	ア 工事施工上必要な土地の借上げ等に要する費用	ア 工事施工上必要な土地の借上げ等に要する費用
	イ 工事施工及び総合試運転等に要する電力、用水等の基本料金	イ 工事施工及び総合試運転等に要する電力、用水等の基本料金
	7) 技術管理費	7) 技術管理費
	① 共通仮設費率に含まれる技術管理費は、次のとおりとする。	① 共通仮設費率に含まれる技術管理費は、次のとおりとする。
	ア 据付けにおいて施工管理に必要な試験に要する費用。	ア 据付けにおいて施工管理に必要な試験に要する費用。
	イ 据付けにおける品質管理のための試験及び資料作成等に要する費用	イ 据付けにおける品質管理のための試験及び資料作成等に要する費用
	ウ 掘付けにおける出来形管理のための測量、計測及び図面作成に要する費用	ウ 据付けにおける出来形管理のための測量、計測及び図面作成に要する費用
	エ 据付けにおける工程管理のための資料作成等に要する費用	エ 据付けにおける工程管理のための資料作成等に要する費用
	オ 据付けにおける工程、出来形、品質管理の確認等に必要な写真管理に要する費用	オ 据付けにおける工程、出来形、品質管理の確認等に必要な写真管理に要する費用
		A 1811(1)にわける土態、山木が、田具8種が弾動でに必要な予於8種に安する具用
	563	563

	積算基準〔4下水道〕(平成28年10月3	日以降適用) 改定対照表	
頁	現 行	改 定 (平成29年4月30日以降適用)	
第2編	122 ボンブ場・処理毒施設 (電気設備) 編	122 ポンプ場・処理場施設 (電気設備) 編	
ンプ場・		X ≤ 1,000,000 [円] はY=12.75 [%]	
処理場	X≦ 1,000,000 (円) はY=12.75 (%)	X > 200,000,000 [円] はY=3.80 [%]	
	X>200,000,000 (円) はY=3.80 (%)	2) 仮設費率に含まれる内容は、次のとおりとする。	
ンプ場・	2) 仮設費率に含まれる内容は、次のとおりとする。	① 据付け工事に必要な標準的な作業用足場(子摺先行型枠組足場等)	
理場施設	① 据付け工事に必要な標準的な作業用足場 (手摺先行型枠組足場等)	② 機器等の現場内連搬用の道板、コロ等の設置及び解体等に要する費用	
氢 気設備)	② 機器等の現場内運搬用の道板、コロ等の設置及び解体等に要する費用	③ 据付け工事に必要な仮設電力設備の設置、配線、補修、解体等に要する費用	
編	③ 据付け工事に必要な仮設電力設備の設置、配線、補修、解体等に要する費用	④ 仮設水道の設置、配管、解体等に要する費用	
[下水道	④ 仮設水道の設置,配管,解体等に要する費用	3) 仮設費で積み上げ積算によるものは、次のとおりとする。	
事業に	3) 仮設費で積み上げ積算によるものは、次のとおりとする。	なお、積み上げ計上した場合は、特配仕様書に明示する。	
おける	なお、積み上げ計上した場合は、特記仕様書に明示する。	① ポンプ井, 沈殿池等における仮排水設備の設置、運転、補修、解体等に要する費用	
気設備	① ポンプ井、沈殿池等における仮排水設備の設置、運転、補修、解体等に要する費用	② 仮道、仮構、現場補修、支保工等据付け工事に必要な仮設物の設置及び解体等に要する費用	
負工事	② 仮道、仮橋、現場補修、支保工等据付け工事に必要な仮設物の設置及び解体等に要する費用	③ ポンプ井, 沈砂池等(池深さ 5m以上), 深槽反応タンク, 円形沈殿池(重力濃縮槽含む), 汚泥消化タンク	
工事費	③ ポンプ井, 沈砂池等 (池深さ 5m以上), 深槽反応タンク, 円形沈殿池 (重力濃縮槽含む), 汚泥消化タンク	内部での機器の掲付け工事等に必要な作業用仮組足場(手摺先行型枠組足場等)の組立、解体等に要する費用	
算基準の	内部での機器の据付け工事等に必要な作業用仮組足場(手摺先行型枠組足場等)の組立、解体等に要する費用	④ 高さ 5m以上で自立煙突及び鉄塔、水管橋等の特殊築造物の掲付け工事に必要な作業用仮組足場(手摺先行	
運用	④ 高さ 5m以上で自立煙突及び鉄塔、水管橋等の特殊築造物の据付け工事に必要な作業用仮組足場(手摺先行型枠組足場等)の組立、解体等に要する費用	型枠組足場等)の組立、解体等に要する費用	
	その他、工事施工上必要な仮設物の設置等に要する費用 一部改定	(5) 交通誘導警備員及び建設機械等の誘導員等の交通管理に要する費用	
L事原価	こので、工学総工工必要な仮説初の設直寺に要する資用	② その他、地工上の要な伝統物の設置等に要する費用 2-1-2 間接工事費	
	(1) 共通仮設費	(1) 共通仮設費	
2 – 1	(1) 共通収収費 共通仮設費の算定は、率計算による額と各費目ごとに必要な積み上げ積算による額とを加算して行う。	共通仮設費の算定は、率計算による額と各費目ごとに必要な積み上げ積算による額とを加算して行う。	
付工事	積み上げ積算による部分は、現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積み上げる。	※地区は我の発足は、平計算による顔と骨質目ことに必要な槓が上げ積算による顔とを加昇して行う。 積み上げ積算による部分は、現場条件等を的確に把握することにより必要額を適止に積み上げる。	
原価	なお、積み上げ計上した場合は、特記仕様書に明示する。	領が上げているのがは、残物米計寺を的確に化健することにより必要額を適正に積み上げる。 なお、積み上げ計上した場合は、特記仕様書に明示する。	
-1-1	1) 費用の算定	(あみ)、例今上の前上した場合は、行前は検査に切かする。 1) 費用の箟定	
-	① 共通仮設費=共通仮設費対象額×共通仮設費率+積み上げ積算	① 共通仮設費=共通仮設費対象額×共通仮設費率+種み上げ種算	
女工学员	② 共通仮設費対象額は、「直接工事費」、「事業損失防止施設費」の合計額とする。	② 共通(成設費) 対象額は、「直接工事費」、「事業損失防止施設費」の合計額とする。	
P122	③ 共通仮設費率は、(式-5)による。	(3) 共通仮設費率は、(式-5) による。	
	Y=1,581 X ^{-9,2574} (式-5)		
:	Y:	Y:共通仮設費率[%]	
	(算出した値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。)	1. 共地区収費年 (76) (算出した値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。)	
	X: 共通仮設費対象額 [円]	(外山した単は、小坂小の下る世を四指五八し、と他上のどり G。) X:共通仮設費対象額「円)	
	ただし、上下限の率は次による。	A ・ 共通収収費列券額 [行] ただし、上下限の率は次による。	
	X≦ 1,000,000 [円] はY=45.14 (%)	だたし、上下隊の手は灰による。 X≦ 1,000,000 [円] はY=45.14 [%]	
	X > 200,000,000 [円] はY = 11.54 (%)	CARLES SECURIOR COM AND TRANSPORT OF THE TOTAL SECURIOR S	
	2) 運搬費	X>200,000,000 [円] はY=11.54 [%] 2) 運搬費	
	① 共通仮設費率に含まれる運搬費は、次のとおりとする。		
	ア 建設機械の自走による運搬	① 共通仮設費率に含まれる運搬費は、次のとおりとする。	
	イ 質量 20 t 未満の建設機械の搬入、搬出	ア 建設機械の自定による運搬	
	ウ 質量 20 t 未満の機材等(足場材等)の搬入、搬出	イ 質量 20 t 未満の建設機械の搬入, 搬出	
	エ トラッククレーン油圧式 60 t 以下の分解・組立及び輸送に要する費用	ウ 質量20 t 未満の機材等(足場材等)の搬入、搬出	
	オ 建設機械等の日々回送に要する費用	エートラッククレーン油圧式60 t 以下の分解・組立及び輸送に要する費用	
	カ 建設機械,機材等(足場材等)及び機器・材料の現場内小運搬	オ 建設機械等の日々回送に要する費用	
	② 積み上げ積算による運搬費は、次のとおりとする。	力建設機械、機材等(足場材等)及び機器・材料の現場内小運搬	
		② 積み上げ積算による運搬費は、次のとおりとする。	
	644		

	積算基準〔4下水道〕(平成28年10月	30日以降適用) 改定対照表
頁	現 行	改 定 (平成29年4月30日以降適用)
	20 II	A VE (1 Man A MATERIA)
第2編 ポンプ場・ 処理場	Ⅱ 下水道事業における電気設備請負工事工事費積算基準の運用 123 ア 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬(トラッククレーン油圧式 60 t 以下を除く。)	II 下水道事業における電気設備請負工事工事費積算基準の運用 123 ア 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬(トラッククレーン油圧式 60 t 以下を除く。) イ 仮設材等(覆工板等)の運搬
ᅷᄼᅷᆛᄪ		ウ その他、工事施工上必要な運搬等に要する費用
ポ処(II 事お電請工績 1 据 2間 プ場気編 水業け気負事基軍 事 一工価 1 エ 2 指 P123・設備 道にる備事費の 価 事 2 費		N 02524 000 NA 12505 (QCDAMA) - NO JOS 1992
	カ バリケード、転落防止栅、照明、工事標識等のイメージアップに要する費用 キ その他、工事施工上必要な安全等に要する費用 6) 役務費 ① 役務費として積み上げ積算する内容は、次のとおりとする。 ア 工事施工上必要な土地の借上げ等に要する費用 イ 工事施工及び総合試運転等に要する電力、用水等の基本料金 7) 技術管理費 ② 共通仮設費率に含まれる技術管理費は、次のとおりとする。 ア 据付けにおける品質管理のための試験及び資料作成等に要する費用	キ その他,工事施工上必要な安全等に要する費用 6) 役務費 ① 役務費として積み上げ積算する内容は、次のとおりとする。 ア 工事施工上必要な上地の借上げ等に要する費用 イ 工事施工及び総合試運転等に要する電力,用水等の基本料金 7) 技術管理費 ① 共通仮設費率に含まれる技術管理費は、次のとおりとする。 ア 据付けにおける品質管理のための試験及び資料作成等に要する費用
	645	645